

令和7年度 第2回 区政会議を開催しました。

令和7年12月4日に区政会議を開催しました。区政会議では、地域団体から推薦された委員と公募の委員の皆さんから、区政運営や区の事業についてご意見・評価をいただいています。区長から令和8年度運営方針(素案)について説明した後、分野ごとに4つの班に分かれてご議論をいただきました。いただいたご意見を参考に、今後の事業の改善に努めてまいります。



情報発信班

区役所の課題認識

◇2025年で高まった機運を定着させる持続的なにぎわいづくりや魅力発信

【ご意見(要約)】

- 天王寺区が持つ歴史的文化的文化財や飲食店などの魅力的なコンテンツを伝えるために、他都市の事例も参考に区民や事業者も情報発信できるようなプラットフォームの構築をめざし、外部委託の活用も検討してはどうか。
- 自治体がSNSで情報発信する際は、内容やタイミングを十分に確認し、リスク管理にも配慮して適切に運用することが重要である。



【ご意見に対する見解、今後の対応】

- 天王寺区の魅力を広く伝えるため、区民の皆さまや事業者も参加できる情報発信の仕組みづくりについて、他都市の事例も参考にしながら検討してまいります。
- SNSを含む広報活動では、区民の皆さまが安心してご覧いただけるよう、今後もリスク管理を徹底し、正確で分かりやすい情報を適切なタイミングで発信してまいります。

地域社会づくり班

区役所の課題認識

◇地域コミュニティづくりと地域活動の活性化

【ご意見(要約)】

- 地域とのつながりについて、マンションの課題が大きくなってきている。外国人の方が増えていることや、新しく天王寺区にいられた方はつながりを求めておられないなどの課題がある。
- 新たなつながりを作るためにも地域でのおまつりなどの事業を続けることが大事だと思う。参加者を増やすために周知は重要。

【ご意見に対する見解、今後の対応】

- 区としても、外国の方も含め転入された方の中には、地域とのつながりが希薄な方が多くなっていることを課題と認識しております。また、「つながり方がわからない」「コミュニティの入り方を知らない」といったご意見もいただいています。
- 一朝一夕に解消する課題ではありませんが、引き続き、広報紙やSNSなど様々な手法による地域活動に関する情報発信や、マンション防災に関する出前講座等において地域とのつながりの大切さを周知してまいります。

子育て・教育班

区役所の課題認識

◇2025年レガシーをつなぐ、地域特性を活かした教育環境の充実

【ご意見(要約)】

- 子どもが参加できる「言葉が学べる」「コミュニケーションもできる」ような社会実験的な教室を設けるなどの取組があれば、子ども達と一緒に参加できて、課題の解消ができる。コミュニケーションは小学生同士だけでなく、中学生も加わることで、新しい解決に繋がるのではないかと。

【ご意見に対する見解、今後の対応】

- 青少年育成事業として区役所が地域の方々と一緒に取り組んでいる天王寺区ジュニアクラブでは、小学校4年生から高校生までの異年齢の会員と交流できる機会を、国際交流も行ってまいります。引き続き学校を通じて会員募集及びイベント参加を促進してまいります。

地域福祉・健康班

区役所の課題認識

◇がん検診受診率の向上

◇地域における見守り事業の名簿の同意者数及び認知度の向上

【ご意見(要約)】

- がん検診について、ナッジ理論の手法を取り入れた勧奨方法や、インパクトあるメッセージやデザインで興味を引く広報が必要。
- 見守り対象者が現時点で約300名というのは、独居高齢者などの人数に比べて少ないように思う。適切な支援のためには、同意を得られない理由を明らかにする必要があるのではないかと。また、見守り活動について区全体で意見交換やノウハウを共有し合える場を設けることが望まれる。

【ご意見に対する見解、今後の対応】

- 今年度から、全24区において、ナッジ理論(そと後押しする)の手法を取り入れた大腸がん検診の勧奨が行われ、当区では12月末までに50人の方が受診されました。令和8年度はその取組みに時期をあわせて、今年度も実施したSNSによる広報のほか、様々な広報媒体を活用した区民の皆さんに読んでみようと思っただけの広報に努めます。
- 不同意であった方の理由を分析すると、「健康である」「親族等の見守りがある」「就労中である」などの理由が8割以上でした。また、区全体での意見交換等の場に引き続き区役所も参画し、課題等の把握に努めてまいります。

お知らせ

市民税・府民税の申告期限は3/16(月)です

窓口混雑緩和のため、市税事務所・区役所への来所を控えていただき、送付またはオンラインによる申告をお願いします。なお、3/17(火)以降の申告の場合は、税額の決定・通知や課税(所得)証明書の発行時期などが遅れることがあります。

詳しくはこちら▼



【窓口での申告に関するご注意】

- ・混雑緩和のため、事前にご自宅等で申告書の記載・作成をお願いします。
- ・区役所臨時申告会場の受付時間は区役所開庁時間と異なります。
- ・申告受付期間の最後の1週間や期間中の午前9時台は混雑が予想されます。

問 なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税)

☎ 06-4397-2953 ※問合せ可能日時 平日 9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)

固定資産(土地・家屋)の価格等に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者の方は、所有されている土地・家屋と同一区内の他の土地・家屋の価格等が記載された「縦覧帳簿」を縦覧できます(資産のある区の縦覧帳簿に限ります)。縦覧の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人の場合は、委任状などの委任の旨を証する書類が必要です。

閲覧期間: 4/1(水)~30(木) ※土・日・祝日を除く 9:00~17:30(金曜日は19:00まで)

閲覧場所: 資産のある区を担当する市税事務所

問 なんば市税事務所 固定資産税グループ

☎ 06-4397-2957(土地)、2958(家屋)

※問合せ可能日時 平日 9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)

詳しくはこちら▶



天王寺区民ギャラリー 問 市民協働課(地域活動の支援) ☎ 06-6774-9734

日 3/16(月)~27(金)

展示グループ名 天王寺区子ども会育成連合協議会

展示内容 絵画、書

令和7年分確定申告等の各期限にご注意ください

個人の方で、納付すべき税額のある方の申告書提出・納付にかかる各期限は、次のとおりです。

【申告所得税及び復興特別所得税】申告期限・法定納期限 / 3/16(月) 振替日 / 4/23(木)

【贈与税】申告期限・法定納期限 / 3/16(月)

【消費税及び地方消費税】申告期限・法定納期限 / 3/31(火) 振替日 / 4/30(木)

※各振替日は、振替納税をご利用の方の振替日となります。

問 天王寺税務署(堂ヶ芝2-11-25)

☎ 06-6772-1281(自動音声案内で2番を選択)

確定申告書作成

コーナーはこちら▶



国税相談専用ダイヤル

☎ 0570-00-5901(全国一律料金)

8:30~17:00(土・日・祝日及び12/29~1/3を除く)

国民健康保険の資格取得及び喪失手続きについて

会社を退職した際や扶養家族から外れた場合などは国民健康保険加入の手続き、就職などで会社の健康保険に加入した場合は国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。国民健康保険の加入や資格喪失の手続きについては、いずれの場合も、必ず14日以内に区役所で手続きを行ってください。(マイナ保険証をお持ちの方も手続きが必要です。)

※なお、会社などの健康保険加入による国民健康保険の資格喪失については、行政オンラインシステムにおいても手続きができます。

問 窓口サービス課(保険年金) ☎ 06-6774-9956

行政オンラインシステムはこちら▶



次年度の障がいのある方の交通乗車証及びタクシー給付券の送付及び交付について

身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者・被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当1級受給世帯の方で、障がいのある方等の交通乗車証及びタクシー給付券を受けられている方へ、3月末までに、郵送希望の方には新年度分の交通乗車証及びタクシー給付券を書留で、窓口交付希望の方には交付案内文書を送付します。

問 保健福祉課(福祉サービス) ☎ 06-6774-9857 ☎ 06-6772-4906

記号の見方

※各ページの記号はこちらをご確認ください。

日 日時 場 会場 対 対象 定 定員 費用 申 申込方法 持 持ち物 締 締切 講 講師 問 問合せ 電話 FAX メールアドレス HP 天王寺区ホームページ